





資料編

1 計画書を読む上での注意点

(1) アンケート調査の結果の見方

- ・回答は、それぞれの質問の回答者数を基数とした百分率(%)で示しています。それぞれの質問の回答者数は、全体の場合はN (Number of case)、それ以外の場合にはnと表記しています。
- ・%は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。従って、回答の合計が必ずしも100.0%にならない場合(例えば99.9%や100.1%)があります。
- ・クロス集計の年代別、要介護度別などは、無回答の方がいたため、合計が全体とは一致しません。
- ・回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計は100%にならないことがあります。
- ・本文およびグラフ中の設問文ならびに選択肢の表現は一部省略されています。

(2) 「障がい」の表記について

- ・「障がい」の表記については、「障害」、「障碍」など様々な議論があるところですが、この計画においては、法律名などの固有名詞等を除き、原則として「障がい」と表記しています。

2 小金井市地域福祉推進委員会

(1) 小金井市地域福祉推進委員会条例

平成 31 年 3 月 27 日条例第 3 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条第 1 項の規定に基づく小金井市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更し、及び地域福祉の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、意見を述べるができる。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 地域福祉計画の評価に関すること。
- (4) その他地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、12 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民 4 人以内
- (2) 学識経験者 1 人以内
- (3) 福祉関係団体等に属する者 7 人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、前条第 2 項第 1 号及び第 3 号の委員については、原則として連続して 3 期を超えてはならない。

2 市長は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出を求め、又は出席を求めて意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することが委員会の適正な運営に支障があると認められるときは、委員会に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市長が定める部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例(昭和31年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」を「

公共下水道事業審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
地域福祉推進委員会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」に改める。

(2) 小金井市地域福祉推進委員会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	阿萬 理恵	公募市民	
2	井出 悦弘	公募市民	
3	中山 広美	公募市民	
4	山本 俊郎	公募市民	
5	金子 和夫	学識経験者	会長
6	青松 佐枝	小金井市民生委員児童委員協議会	
7	秋山 理絵子	小金井市福祉NPO法人連絡会	
8	石塚 勝敏	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	副会長
9	小森 哲夫	小金井市市民健康づくり審議会	
10	酒井 利高	小金井市介護保険運営協議会	
11	畑 佐枝子	小金井市地域自立支援協議会	
12	穂坂 英明	一般社団法人小金井市医師会	

(3) 小金井市地域福祉推進委員会の開催経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年8月1日	○地域福祉計画の令和3年度実績報告及び評価について
第2回	令和4年11月11日	○保健福祉総合計画策定概要について ○アンケート調査票について
第3回	令和5年3月29日	○小金井市地域福祉推進委員会の運営等について(案)
第4回	令和5年6月30日	○策定スケジュールについて ○福祉に係る市の統計資料について
第5回	令和5年7月28日	○小金井市地域福祉計画の体系・骨子の検討
第6回	令和5年9月21日	○本市における包括的な支援体制の整備について ○施策の体系図案について
第7回	令和5年10月27日	○地域福祉計画素案について ○市民説明会及びパブリックコメントの実施について

3 小金井市地域自立支援協議会

(1) 小金井市地域自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 4 月 1 日制定

改正

平成 20 年 4 月 1 日

平成 25 年 4 月 1 日

平成 26 年 3 月 24 日要綱第 30 号

平成 30 年 9 月 27 日要綱第 101 号

令和 2 年 5 月 1 日要綱第 86 号

令和 4 年 9 月 27 日要綱第 91 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障害者（児）の地域における生活を支えるため、関係機関のネットワークによる小金井市地域自立支援協議会を設置する（運営主体）

第 2 条 小金井市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営主体は、小金井市とする。ただし、市長は、適当と認める法人に対し、運営を委託して実施することができる。

(協議事項)

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業者の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応の在り方に関する協議及びこれに係る調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (4) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第16号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (7) その他必要と認められること。

(委員の構成)

第 4 条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 1人以内

- (2) 相談支援事業者 4人以内
- (3) 福祉サービス事業者 3人以内
- (4) 保健・医療関係者 1人以内
- (5) 児童・教育関係者 3人以内
- (6) 企業関係者 1人以内
- (7) 障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者 4人以内
- (8) 就労関係者 1人以内
- (9) 障害者福祉に関する学識経験者 1人以内
- (10) 民生委員・児童委員 1人以内
- (11) 権利擁護関係者 1人以内
- (12) 前条第6号に掲げる事項に関する学識経験者 1人以内
- (13) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は、公募によるものとする。

4 第2項第12号の委員は、第6条の2に規定する委員会に限り出席するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

4 会長及び副会長が共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(差別解消委員会)

第6条の2 協議会の下に、第3条第6号に掲げる事項の協議の調整をするため、差別解消委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、協議会の委員の中から会長が指名する。

3 委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長は、委員会の委員の中から会長が指名する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 委員会は、委員長が招集する。

8 委員長は、必要に応じて、委員会の委員以外の者に委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、協議事項について具体的な調査及び研究をするため、課題別の専門部会を設置することができる。

2 専門部会(以下「部会」という。)は、会長が指名する者をもって構成する。

3 部会に、それぞれ部会長を置く。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長は、協議会の委員の中から会長が指名する。

6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

7 部会は、部会長が招集する。

8 部会長は、必要に応じて、委員以外の者に部会への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会、委員会及び部会(以下「協議会等」という。)の会議は、公開とする。ただし、公開することが協議会等の運営に支障があると認められるときは、協議会等に諮って非公開とすることができる。

(謝礼)

第9条 市は、協議会及び委員会の委員に対して、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(庶務)

第10条 協議会等の庶務は、協議会の運営受託者が行い、必要に応じて自立生活支援課と連携する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月24日要綱第30号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(小金井市特別支援ネットワーク協議会設置要綱の廃止)

2 小金井市特別支援ネットワーク協議会設置要綱(平成21年8月6日制定)は、廃止する。

付 則（平成30年9月27日要綱第101号）
この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（令和2年5月1日要綱第86号）
この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

付 則（令和4年9月27日要綱第91号）
（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の第4条第2項第12号に掲げる者として委嘱されている委員は、この要綱による改正後の第4条第2項第12号に掲げる者として委嘱する委員とみなす。

(2) 小金井市地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	選出区分	備考
1	八木 香	公募市民	
2	田中 麻子	相談支援事業者	
3	渡邊 誉浩		
4	高橋 徹		
5	佐々木 宣子		
6	木下 一美	福祉サービス事業者	
7	永末 美幸		
8	吉岡 博之		副会長
9	鴻丸 恵美子	保健・医療関係者	
10	丸山 智史 ※1	児童・教育関係者	
11	田村 忍 ※2		
12	佐々木 由佳		
13	橋本 伸子 ※3		
14	猿渡 太育 ※4		
15	塚口 敏彦	企業関係者	
16	小根澤 裕子	障害当事者又は障害者団体・家族会等の代表者	
17	畑 佐枝子		
18	加藤 了教		
19	荒井 康善		
20	宮井 敏晴	就労関係者	
21	加瀬 進	障害福祉に関する学識経験者	会長
22	立石 静子 ※5	民生・児童委員	
23	中村 裕子 ※6		
24	石塚 勝敏	権利擁護関係者	部会長
25	幡野 博基	障害者差別解消に関する学識経験者	

※1 令和4年5月1日から令和5年3月31日まで

※2 令和5年4月1日から

※3 令和4年5月1日から令和4年8月31日まで

※4 令和4年9月1日から

※5 令和4年5月1日から令和4年11月30日まで

※6 令和4年12月28日から

※ 上記注釈のない委員は、令和4年5月1日から

(3) 小金井市地域自立支援協議会の開催経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年5月11日 第1回全体会	○会長・副会長の互選 ○第7期からの引き継ぎ事項 ○障害者週間スペシャルイベントについて
第2回	令和4年6月8日 専門部会	○障害者計画・障害福祉計画について
第3回	令和4年7月13日 専門部会	○障害者計画策定に係るアンケートについて ○障害者週間スペシャルイベントについて
第4回	令和4年8月10日 第2回全体会	○障害者計画策定に係るアンケートについて ○障害者週間スペシャルイベントについて ○差別解消委員会委員の選任について ○地域福祉推進委員会委員の推薦について
第5回	令和4年9月14日 専門部会	○障害者計画策定に係るアンケートの修正案について ○障害者週間スペシャルイベントの役割分担について
第6回	令和4年8月10日 第3回全体会	○小金井市地域自立支援協議会設置要綱の改正について ○障害者計画策定に係るアンケート調査票について
第7回	令和4年11月9日 第4回全体会	○障害者計画策定に係るアンケート調査票について ○障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例パンフレット(改訂版)の作成について ○障害者週間スペシャルイベントについて
第8回	令和5年1月11日 専門部会	○障害福祉サービスガイドラインについて ○障害者計画策定に関する共有事項について ○作業所等で支給される「工賃」について
第9回	令和5年2月8日 第5回全体会	○障害福祉サービスガイドラインについて ○障害者計画策定に係るアンケート調査結果について
第10回	令和5年3月8日 第6回全体会	○障害福祉サービスガイドラインについて ○障害者計画策定に係るアンケート調査結果報告書について
第11回	令和5年3月22日 第7回全体会	○障害者計画策定に係るアンケート調査結果報告書について
第12回	令和5年3月22日 差別解消委員会	○東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について ○小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談について

	開催日	主な内容
第13回	令和5年5月10日 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ○こがねい障がい児・者ふくしまップの増刷について ○障害者（児）・家族防災のパンフレットの増刷について ○小金井市地域公共交通活性化協議会委員の推薦について ○障害者週間実行委員会委員の選出について
第14回	令和5年6月7日 第8回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間実行委員会委員の選出について ○障害者計画策定に係る課題の確認 ○障害者（児）・家族防災のパンフレットについて
第15回	令和5年7月12日 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画策定に係る課題の再確認 ○障害者（児）・家族防災のパンフレットについて ○地域生活支援拠点等事業における「緊急」の定義について
第16回	令和5年8月23日 第9回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画の骨子案（施策の体系図）について ○障害者（児）・家族防災のパンフレットについて ○障害者週間行事について
第17回	令和5年9月20日 専門部会（合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○現行障害者計画に基づく事業の実施状況について ○障害者計画に係る骨子案（施策の体系図）の確認について ○障害者週間行事について
第18回	令和5年10月18日 専門部会（合同部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画の素案（パブリックコメント案）について
第19回	令和5年11月8日 第10回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画の素案（パブリックコメント案）について ○障害者週間行事について
第20回	令和6年1月10日 専門部会（合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間スペシャルイベントの実施結果について ○障害者計画（案）に対する市議会厚生文教委員会からの意見について ○障害者計画（案）に係るパブリックコメントに対する回答について
第21回	令和6年2月7日 専門部会（合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○小金井市保健福祉総合計画（案）に対するパブリックコメントの結果の公表について ○障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（最終案）について
第22回	令和6年2月21日 専門部会（合同開催）	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（資料編）について ○第8期（令和4・5年度）報告書（案）について
第23回	令和6年3月6日 第11回全体会	<ul style="list-style-type: none"> ○第8期（令和4・5年度）報告書について ○日中サービス支援型共同生活援助の事業の実施状況について ○地域生活支援拠点等の整備状況について
第24回	令和6年3月27日 差別解消委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都における障害者差別に係る相談受付状況等について ○小金井市障害者差別解消条例に基づく特定相談について

4 小金井市介護保険運営協議会

(1) 小金井市介護保険運営協議会規則

平成 12 年 6 月 27 日規則第 45 号

改正

平成 18 年 4 月 1 日規則第 33 号

平成 20 年 3 月 7 日規則第 5 号

平成 29 年 10 月 26 日規則第 38 号

平成 30 年 9 月 28 日規則第 35 号

令和 3 年 9 月 3 日規則第 39 号

(目的)

第 1 条 この規則は、小金井市介護福祉条例（平成 12 年条例第 1 号）第 25 条の規定に基づき設置する小金井市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を審議するほか、市長の諮問に応じて答申し、又は市長に対して建議することができる。

- (1) 小金井市介護保険事業計画の見直しに関する事。
- (2) 介護保険事業の実施状況の把握及び評価に関する事。
- (3) 市特別給付及び保健福祉事業の実施に関する事。
- (4) 地域包括支援センターの運営に関する事。
- (5) 地域密着型サービスの運営に関する事。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる分野を代表する委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 第 1 号被保険者を代表する委員 2 人以内
- (2) 第 2 号被保険者を代表する委員 2 人以内
- (3) 介護サービス利用者又は当該利用者の家族を代表する委員 2 人以内
- (4) 介護予防サービス利用者又は介護予防・生活支援サービス利用者を代表する委員 2 人以内
- (5) 介護サービス事業者を代表する委員 4 人以内
- (6) 医療・福祉・保健等関係機関を代表する委員 6 人以内
- (7) 学識を有する委員 2 人以内

2 前項第 1 号から第 4 号までに定める委員については、公募によるものとする。

(委嘱)

第 4 条 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、第3条第1項第1号から第4号までに掲げる分野を代表する委員は、連続して2期を超えてはならない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門委員会)

第8条 第2条第1号、第4号及び第5号に関する事項を調査及び審議するため、協議会に専門委員会(以下「委員会」という。)を置くものとする。

2 委員会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 委員会の委員には、第3条第1項第1号から第4号までの委員のうちから1人以上、同項第5号から第7号までの委員のうちからそれぞれ1人以上を指名するものとする。

4 委員会に、委員長を置く。

5 委員長は、委員の互選によって定める。

6 委員長は、専門委員会の会務を掌理し、調査審議した経過及び結果を会長に報告しなければならない。

7 委員会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

(会議録)

第9条 市長は、協議会及び委員会の議事について会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(意見の聴取)

第10条 協議会及び委員会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第11条 協議会及び委員会は、公開とする。ただし、公開することが協議会及び委員会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第12条 協議会及び委員会の庶務は、福祉保健部介護福祉課において処理する。

(その他)

第13条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成12年6月27日から施行する。

付 則 (平成18年4月1日規則第33号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の第3条第1項の規定により次の表の左欄に掲げる委員として委嘱されている委員は、改正後の第3条第1項の規定により同表の右欄に掲げる委員として委嘱されているものとみなす。

第1号被保険者を代表する委員	第1号被保険者を代表する委員
第2号被保険者を代表する委員	第2号被保険者を代表する委員
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する委員	指定居宅（介護予防）サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設を代表する委員
公益を代表する委員	医療・福祉・保健等関係機関を代表する委員
	学識を有する委員

3 平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間に改正後の第3条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の規定により委嘱した委員の任期は、平成21年9月30日までとする。

付 則 (平成20年3月7日規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年10月26日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年9月28日規則第35号)

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

付 則 (令和3年9月3日規則第39号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(2) 小金井市介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	貞包 秀浩	第1号被保険者 代表	
2	柏瀬 容子		
3	長谷川 富士枝	第2号被保険者 代表	
4	益田 智史		
5	高橋 信子	介護サービス利用者又は当該利用者の家族 代表	
6	横須賀 康子		
7	鈴木 治実	介護サービス事業者 代表	
8	田代 誠子		
9	佐野 二郎		
10	榎本 光宏		
11	齋藤 寛和	医療・福祉・保健等関係機関代表	
12	平田 晋一		
13	山岡 聡文		
14	加藤 弘子		
15	高橋 秀樹		
16	深井 園子		
17	市川 一宏	学識経験者	会長
18	酒井 利高		

(3) 小金井市介護保険運営協議会

	開催日	主な内容
第1回	令和4年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度介護保険特別会計予算について ○高齢者保健福祉施策（個別事業）について ○令和4年度特別養護老人ホーム整備事業について ○在宅介護実態調査について ○令和4年度スケジュールについて
第2回	令和4年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度介護保険特別会計決算について ○第8期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価について ○第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に係る各種調査について
第3回	令和4年3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度介護保険特別会計予算について ○第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に係る各種調査の結果について ○今後のスケジュールについて
第4回	令和5年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○制度改正等の国の方向性について ○小金井市介護事業者連絡会との災害時協定の締結について
第5回	令和5年10月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○介護保険特別会計令和4年度決算概要 ○市民説明会及びパブリックコメントの実施について
第6回	令和6年1月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第3期小金井市保健福祉総合計画（案）に関するパブリックコメント及び市民説明会の結果について ○第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（案）に対する厚生文教委員会からの意見及び検討結果について ○介護保険料の市独自減免制度の見直しについて

(4) 小金井市介護保険運営協議会（計画策定に関する専門委員会）

	開催日	主な内容
第1回	令和4年9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定に係る各種調査について
第2回	令和5年7月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○第8期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の総合的な検証について ○第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画1章及び2章について ○陳情書の提出について ○市議会厚生文教委員会の所管事務調査について
第3回	令和5年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第9期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画第3章及び第4章について ○市内有料老人ホームで発生した高齢者虐待事案について

5 小金井市市民健康づくり審議会

(1) 小金井市市民健康づくり審議会条例

昭和 58 年 12 月 23 日条例第 26 号

改正

平成 9 年 3 月 4 日条例第 8 号

平成 13 年 3 月 2 日条例第 7 号

平成 16 年 3 月 26 日条例第 9 号

小金井市市民健康づくり審議会条例

(設置)

第 1 条 市民の健康を保持増進する施策の推進を図るため、市長の附属機関として、小金井市市民健康づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的な保健の施策に関する事項について、調査及び審議する。

2 審議会は、前項の事項に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般市民 5 人以内
- (2) 市議会議員 1 人
- (3) 医療関係者 5 人以内
- (4) 社会福祉関係者 2 人以内
- (5) 東京都多摩府中保健所職員 1 人
- (6) 社会体育関係者 1 人

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の参加)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健事業を所管する部課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成9年3月4日条例第8号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月2日条例第7号)

この条例は、平成13年4月5日から施行する。

付 則 (平成16年3月26日条例第9号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(2) 小金井市市民健康づくり審議会委員名簿

(敬称略)

番号	氏名	所属等	備考
1	小森哲夫	公募市民	
2	近藤俊之	公募市民	
3	田中達志	公募市民	
4	羽田野 勉	公募市民	
5	堀江健一	公募市民	
6	森戸よう子	小金井市議会	
7	小松淳二	小金井市医師会	会長
8	富永智一	小金井市医師会	
9	西野裕仁	小金井市医師会	
10	黒米哲也	小金井歯科医師会	
11	田中智巳	小金井市薬剤師会	
12	中谷行男	小金井市社会福祉協議会	
13	緒方澄子	小金井市民生委員児童委員協議会	副会長
14	深井園子	東京都多摩府中保健所	
15	瀬川博昭	小金井市体育協会	

令和5年6月30日現在

(3) 小金井市市民健康づくり審議会の開催経過

	開催日	主な内容
第1回	令和4年11月2日	○健康増進計画の改定について ○健康増進計画に係る市民アンケートの項目について
第2回	令和4年12月23日	○健康増進計画の進捗状況調査について ○がん検診の受診率向上施策について
第3回	令和5年3月30日	○健康増進計画策定のためのアンケート調査の結果報告について ○令和4年度保健衛生事業について
第4回	令和5年7月5日	○次期健康増進計画の策定の背景と目的について ○本市の健康に関する現状と課題について
第5回	令和5年8月30日	○次期健康増進計画における計画の理念と目標について ○次期健康増進計画における施策の展開について
第6回	令和5年9月29日	○次期健康増進計画における基本理念について ○次期健康増進計画における数値目標について
第7回	令和5年10月24日	○小金井市健康増進計画（第3次）の素案について ○市民説明会及びパブリックコメントの実施について

6 市民参加の取組

名称	期間・開催日	概要
市民アンケート調査	令和4年 月 日～ 令和4年 月 日	〇〇を対象として、市民のニーズや課題を把握することを目的として実施した。
市民説明会	令和5年11月18日及び 令和5年11月22日	第3期保健福祉総合計画（案）について、ため、説明を行った。
パブリックコメント	令和5年11月15日～ 令和5年12月15日	第3期保健福祉総合計画（案）について、広く市民から意見を伺った。

7 用語説明

あ行

用語	解説
ICT	Information and Communication Technology の略で一般的には情報通信技術のこと。ここでは、病院・診療所・介護等関係者間をネットワークでつなぐ情報通信技術のことをいう。
ACP（アドバンスケアプランニング）	Advance Care Planning の略で終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを指します。
愛の手帳（療育手帳）	東京都における療育手帳の呼び名。心身障害者福祉センターまたは児童相談所において知的障がいと判定された人に対して都知事が交付する手帳。
アウトリーチ（訪問支援）	本来は、「手を伸ばす」、「手を差し伸べる」という意味。福祉の分野では、必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が訪問支援などで積極的にアプローチを行なうことをいう。
悪性新生物	悪性腫瘍のこと。細胞が何らかの原因で変異して増殖を続け、周囲の正常な組織を破壊する腫瘍。がんや肉腫などがこれに該当。
アクセシビリティ	機器やサービス等の「近づきやすさ」「利用しやすさ」のこと。年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての人が容易に情報を取得できるよう、情報アクセシビリティの向上が求められている。
eラーニング（イーラーニングシステム）	厚生労働省による要介護認定適正化事業の一環として、全国テストおよび教材・問題集をインターネット上で学習することにより、認定調査員の調査能力向上等を目的として開発されたもの。
一般就労	企業や公的機関などに就職して、労働契約を結んで働く一般的な就労形態。それに対して、一般就労が困難な障がいのある人が、福祉的な支援を受けながら就労する形態を「福祉的就労」という。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童。

用語	解説
インクルーシブ教育	「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system 包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的な配慮」が提供される等が必要とされている。
インセンティブ	意欲を引き出すことを目的として外部から与えられた刺激のこと。 予防・健康づくりに向けた取組に応じ付与されるポイント等の支援。
う蝕	むし歯のこと。歯の硬組織の表面が細菌の酸産生により崩壊され、エナメル質やセメント質から象牙質へと進行し、実質欠損を形成する代表的な歯の疾患。
栄養成分表示	消費者に販売される容器包装に入れられた加工食品および添加物について、食品表示基準に基づき、義務付けられた熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、塩分量の表示
NPO	Non-Profit Organization の略でボランティア団体や住民団体等、民間の営利を目的としない団体の総称として使われている。「特定非営利活動法人(NPO法人)」という法人格を得ることができる。

か行

用語	解説
介護医療院	介護療養型施設の受け皿となる、新しい介護保険施設です。「生活の場としての機能」を兼ね備えている、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れる、ターミナルケアや看取りも対応するという特徴があります。
介護保険	40歳以上の方全員が被保険者(保険加入者)となり保険料を負担し、介護が必要と認定されたとき、費用の一部(10~30%)を支払って、介護サービスを利用する制度。
介護予防	元気な方も、支援や介護が必要な方も、生活機能の低下や重度化をできる限り防ぎ、自分らしい生活を実現できるようにすること。具体的には、日頃から自身の体調を把握し、高齢期にあった健康づくりを行う。
介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)	市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民の方等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者の方等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることをめざすもの。要支援者の方等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者の方に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。
介護療養型医療施設(療養病床等)	療養病床などに入院する要介護者に対して、療養上の世話や医学的な見地からの看護・治療等を行う施設をいいます。
介護老人保健施設(老人保健施設)	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な人が対象で、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられる施設です。

用語	解説
看護小規模多機能型居宅介護	要介護度が高くなった人や医療的ケアが必要になった人でも、できるだけ自宅を中心として日常生活を送ることができるよう支援するサービスをいいます。
介護離職	就業者の方が、家族等の身近な方の介護や看護を行うために、やむを得ず現在の仕事を退職すること。
かかりつけ医	その人が住む地域の病院などで、日常的に体調管理や病気の診断などを行う医師のこと。単純に頻繁に訪れる病院や診療所を指して用いることもある。
かかりつけ歯科医	安全・安心な歯科医療の提供のみならず医療・介護に係る幅広い知識と見識を備え、地域住民の生涯に亘る口腔機能の維持・向上をめざし、地域医療の一翼を担う者としてその責任を果たすことができる歯科医師をいう。
かかりつけ薬剤師(薬局)	薬の服用歴の管理や、適切で安全な服用の相談ができる薬剤師(薬局)のこと。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。小金井市では小金井市障害者地域自立生活支援センターに設置している。
北多摩南部保健医療圏	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市および狛江市の6市で構成されている二次保健医療圏のこと。
休肝日	肝臓を休めるため、週に1日以上飲酒しない日を設けることを推奨する目的でつくられた造語。
協働	市民および市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、または発展させること。
共同生活援助(グループホーム)	障がいのある人が、少人数で一軒家やアパートなどで共同生活を行い、世話人や支援員などの施設職員が相談、入浴や排泄又は食事の介護、その他の日常生活に必要な支援を行うサービス。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、必要な療養上の健康管理や保健指導を行うサービスをいいます。
ケアプラン	要介護認定者の方について、自立した日常生活を送ることができるよう利用者の方や家族の方のニーズの把握、課題を分析し、サービス担当者会議において協議を行い作成される介護支援計画のこと。
ケアマネジメント	要介護者の方等、サービス利用者の方のニーズを満たすため、保健・医療・福祉等の多様なサービスを適合させる系統だった連携・調整・統合の一連の活動のこと。
ケアマネジャー(介護支援専門員)	要介護認定者の方からの介護サービスの利用に関する相談や適切な居宅サービス・施設サービスを利用できるよう、ケアプランの作成やサービス事業者等との連絡調整を行う専門職の人のこと。
ゲートキーパー	自殺を考えている人に気付き、声を掛けたり見守ったりする人のこと。
健康格差	雇用や所得、家庭環境といった社会経済状況の格差が健康をも左右してしまっている状態のこと。
健康寿命	健康で日常生活に制限なく自立して暮らせる期間。平均寿命から衰弱・病気などによる介護期間を引いた寿命のこと。
健康増進法	国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本方針を厚生労働大臣が策定。平成14年に成立。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、代理人の方がその権利を表明し支援すること。

用語	解説
口腔機能	捕食（食べ物を口に取り込むこと）、咀嚼、食塊の形成と移送、嚥下、構音、味覚、触覚、唾液の分泌などに関わり、人が社会のなかで健康な生活を営むための必要な基本的機能。
高血圧	収縮期血圧が 140mmHg 以上または拡張期血圧が 90mmHg 以上になる病気。日本人のうち約 4000 万人が該当。
高次脳機能障がい	病気や事項等で脳が損傷することにより、思考や記憶、言葉表現、注意の持続などが難しくなる障がい。見た目には分からないため、「見えない障がい」とも言われる。
合理的な配慮	日常生活または社会生活を営むために、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除いて、障がいのある人の求めに応じて必要かつ適切な現状の変更または調整を行うことをいう。
高齢化率	全人口に占める 65 歳以上の方の割合。高齢化率 7.0%で「高齢化社会」、14.0%以上で「高齢社会」、21.0%以上で「超高齢社会」と言われている。
コーディネーター	複数の主体が関わる事業などが円滑に進むように、情報連携や業務の調整などを行い、つなぎ役をする人や機関のこと。
個別避難計画	避難行動要支援者ごとに作成し、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための計画をいう。計画に記載する内容は、災害対策基本法で定められており、避難行動要支援者の情報のほか、避難支援等を実施する者の情報、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項などである。 なお、令和 3 年度の災害対策基本法の一部改正により、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者の個別避難計画を作成することが市町村の努力義務と規定されている。
小金井市さくら体操 (さくら体操)	65 歳以上で要介護認定等を受けていない方を対象とした、介護予防を目的とすご当地体操。

さ行

用語	解説
サービス付き高齢者住宅	高齢者の方向けの賃貸住宅または有料老人ホームで、入居した高齢者の方の状況把握サービス、生活相談サービス、そのほかの高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供する事業。
サービス付き高齢者向け住宅	バリアフリー化された居住空間に加え、安否確認と生活相談のほか、必要に応じて介護サービスや医療サービスを提供する高齢者向け住宅です。
サービス等利用計画 (障害児支援利用計画)	障がい福祉サービス等を利用するにあたり必要な総合的な計画。本人及び家族の意向、総合的な援助の方針、長期・短期目標、解決すべき課題、目標の達成時期、サービスの種類・内容・量、留意事項等を記載したものの。
歯周病	歯肉に炎症が引き起こされ、放置しておくと膿が出たり、口臭がひどくなり、最後には歯が抜け落ちてしまう病気。
歯石	歯垢に唾液中のカルシウムやリン酸が付着し、かちかちに固まったものの。一度ついてしまった歯石は歯ブラシでは除去できないため、歯科医院で取ってもらうことが必要。

用語	解説
指定特定相談支援事業所 (指定障害児相談支援事業所)	障がい福祉サービス等の利用を希望する障がい者(児)に対して、サービス提供事業者との連絡調整を行い、サービス等利用計画(障害児支援利用計画)の作成や、サービス利用後の計画の見直し(モニタリング)を行う事業所。
児童発達支援センター	障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導、必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行うほか、地域の障がい児やその家族への相談、助言等の支援を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設。
死亡率	ある集団に属する人のうち、一定期間中に死亡した人の割合。 死亡率数÷人口×100,000(人口10万対)
市民後見人	親族および弁護士等の専門職後見人以外の市民による後見人。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約など本人を代理して行う。
社会福祉協議会	社会福祉法に位置付けられており、一定の地域社会において、住民の方が主体となり、地域福祉の推進を図ることを目的とした民間団体。
住宅改修費	生活環境を整えるための手すりの取り付けや段差の解消等の小規模な改修に対して、上限20万円のうちの9割から7割分が支給されるサービスをいいます。
主菜	魚介、肉、卵、大豆および大豆製品などが主材料で、献立の中心となるおかず。主にたんぱく質や脂質の供給源となる。
主食	ごはん・パン・めんなど。炭水化物が主成分で主にエネルギー源になる。
受動喫煙	喫煙者本人ではなく、その周囲の人々が自分の意思とは関係なしに、たばこの煙を吸い込んでしまうこと。「受動喫煙」は、がんや脳卒中、心筋梗塞、呼吸器疾患など様々な病気のリスクが高まり、妊婦や胎児にも悪影響をおよぼす。
住民基本台帳	氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民に関する事務処理の基礎となるもの。
手話	聴覚障がい者とのコミュニケーション手段で、手や指の動き、表情を使って視覚的に表現する、独自の文法体系を持つ言語。
障害者支援施設	施設入所支援を行うとともに、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型を行う施設。
障害者週間	障害者基本法により、国民の間に広く基本原則(地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調)に関する関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設けたもので、12月3日から9にまでの一週間と定められている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がい者を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、就業及びこれに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせん等、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う施設のことをいう。
障害者就労支援センター	障がいのある人の一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に行う機関。
小規模多機能型居宅介護	居宅の要介護者の方について、心身の状況、その置かれている環境等に依じて、本人の選択に基づき、訪問または通いや短期間の宿泊により、入浴、排せつ、食事等の介護、そのほかの日常生活上の支援および機能訓練を組み合わせ提供サービス。

用語	解説
食育	現在および将来にわたり、健康で文化的な国民の生活や豊かで活力のある社会を実現するため、様々な経験を通じて、国民が食の安全性や栄養、食文化などの「食」に関する知識と「食」を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
食品ロス	本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。
自立支援医療	平成18年の障害者自立支援法施行に伴い、精神通院医療・更生医療・育成医療が一本化された医療費の公費負担制度。
シルバー人材センター	60歳以上の方が自立的に運営する公益法人で、健康で働く意欲のある方が会員となり、それぞれの能力や希望に応じて臨時的・短期的な仕事を供給します。
身体活動	安静にしている状態よりも多くのエネルギーを消費する全ての動き。
身体障害者手帳	身体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とする制度。 本市では自立相談支援事業、家計相談支援事業、住居確保給付金の支給、学習支援事業を実施している。
生活支援 コーディネーター	高齢者の方の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）の役割を担う人のこと。
生活習慣病（NCDs）	食事や運動、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称。主な疾患として、日本人の三大死因であるがん、脳血管疾患、心疾患、および脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などがある。
生活の質	クオリティ・オブ・ライフ（QOL）ともいう。ある人がどれだけ人間らしい満足した生活を送ることができるかを計るための概念。
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証するもの。
精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。
成年後見制度	認知症や知的、精神障がい等のために判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活することができるよう支援する制度。介護保険サービス等を利用する際の契約や不動産の売買契約、財産の管理等の法律行為を代行する。
節度ある適度な飲酒	健康日本21では、1日平均純アルコールで20g程度としている。 これは、それぞれ日本酒180ml、ビール500ml、ウイスキー（43度）60ml、焼酎（25度）110ml、ワイン240mlに相当する。
相談支援専門員	実務経験や特定の研修の受講等一定の要件を満たした者で、障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う。

た行

用語	解説
第1号被保険者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の方をいいます。
第2号被保険者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者をいいます。
第3次小金井市食育推進計画	平成17年に施行された「食育基本法」に基づき、小金井らしい食生活のある、ひとづくり・まちづくりを目的として策定。
団塊ジュニア世代	第二次ベビーブームに生まれた人たちのことで、昭和46年(1971年)から昭和49年(1974年)までに生まれた世代のことをいいます。
団塊の世代	第2次世界大戦後の第1次ベビーブームに生まれた人たちのことで、概ね昭和22年(1947年)から数年の間に生まれた世代のことをいいます。
短期入所生活介護 (ショートステイ) 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	特別養護老人ホーム等の施設に短期間入所できるサービスをいいます。介護保険法では、特別養護老人ホーム等で行うものを「短期入所生活介護」、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で行うものを「短期入所療養介護」と区分しています。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の方や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民の方一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会をめざすもの。
地域支援事業	被保険者の方が、要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために市町村が行う事業。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関する関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な課題や困難事例に対する解決方法等を検討する。
地域生活支援拠点等	障がい者(児)の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者(児)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制。
地域包括ケアシステム	高齢者の方の尊厳の保持と自立生活支援の目的のもとで、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび生活支援が一体的に提供される地域の包括的なサービス提供体制のこと。
地域包括ケア「見える化」システム	都道府県・市町村における介護保険事業計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③包括的・継続的マネジメント事業、④高齢者虐待の防止・早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持ち、主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士等が配置され、高齢者の方への支援を行う中核機関。

用語	解説
地域密着型サービス	住み慣れた地域で生活を支えるためのサービスで、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護および地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。
中間的就労	短時間就労やグループ就労など、一般就労と福祉的就労の中間的就労。
通所介護 (デイサービス)	自宅から施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスをいいます。
通所リハビリテーション (デイケア)	自宅から施設に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常生活行為向上のためのリハビリテーションなどを行うサービスをいいます。
低栄養	栄養素の摂取が体の必要量より少ないときに起こる体の状態。健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態を指す。
デイサービス認定 サブスタッフ	通所介護事業所の市独自基準のサービスにおいて、介護職員の補助として活動する元気な高齢者の方のこと。活動するに当たり、養成講座を修了する必要がある。
デジー (DAISY) 図書	デジタル録音された音声による図書のこと。
適正体重	BMI が標準 (18.5 以上 25 未満) の体重。 最も病気になりにくい状態であるとされる。
デジタル	連続的な量を、段階的に区切って数字で表すこと。 計器の測定値やコンピューターの計算結果を、数字で表示すること。 健康・医療・介護の分野のデジタル化については、自治体、国、医療機関、介護事業者、民間の健康関連事業者等、個人の健康に関わるデータを、一人ひとりの個人に紐づけて連携し、本人同意に基づいて活用できる環境を実現することで、本人の健康意識や健康維持に向けた行動を促すとともに、事業者による健康・医療・介護分野での事業開発を喚起し、さらに行政の効率化と高度化が期待される。
特定健康診査・特定保健指導	「高齢者の医療の確保に関する法律」の成立により、生活習慣病を予防するという観点で、平成 20 年 4 月から医療保険者に義務付けられることになった健康診査・保健指導のこと。
糖尿病	糖尿病は、インスリンというホルモンの不足や作用低下が原因で、血糖値の上昇を抑える働き (耐糖能) が低下してしまうため、高血糖が慢性的に続く病気。 1 型糖尿病と 2 型糖尿病がある。1 型はインスリン依存型とも呼ばれ、自己免疫疾患などが原因でインスリン分泌細胞が破壊されるもので、インスリンの自己注射が必要です。一方で 2 型はインスリン非依存型と呼ばれ、遺伝的要因に過食や運動不足などの生活習慣が重なって発症する。
特定施設入居者生活介護	特定施設 (有料老人ホーム、ケアハウス等) に入居している人が、特定施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排泄などの日常生活上の世話や機能訓練等を受けるサービスをいいます。
特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

な行

用語	解説
ナッジ	「軽く肘でつつく」という意味。望ましい方向が明らかな場合に、行動経済学を用いて、選択の余地を残したまま、金銭的なインセンティブを用いず人の行動変容を起こすための考え方を指す。
難病	「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされている。
二次予防	発生した疾病や障がいを健（検）診などにより早期に発見し、早期に治療や保健指導などの対策を行い、疾病や障がいの重症化を予防すること。
日常生活圏域	地理的条件、人口、交通事情のほか社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案し設定した、介護保険サービス利用者の方にとって最も身近な圏域。小金井市には4圏域がある。
日常生活動作	身辺動作（食事、排せつ、入浴など）や移動動作といった、自立して生活するために必要な基本的動作のことです。ADL（Activities of Daily Living）ともいいます。
人間ドック	主として生活習慣病の早期発見と心・肝・腎・肺などはたらきの検査を目的として、外来または短期間入院により行う精密な健康診断。
認知症	様々な原因で脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなることで脳の機能が低下し、生活のしづらさが現れる状態をいう。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方や家族の方を温かく見守る応援者として、日常生活の中で支援する人のこと。
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	要介護者等であって認知症の状態にある人で、寝たきりでなく、少人数による共同生活を営むことに支障がない人が、少人数で介護スタッフとともに共同生活を行い、食事・入浴・排泄などの日常生活の支援や機能訓練を受けるサービスをいいます。
認知症対応型通所介護	認知症の人が自宅から事業所に通い、食事・入浴などの日常生活上の介護や日常動作訓練、レクリエーションなどを行うサービスをいいます。
認知症地域支援推進員	認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービスおよび地域の支援機関との連携を図り、認知症の方やその家族の方を支援する相談業務を行う人のこと。
脳血管疾患	出血性脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血）と虚血性脳血管疾患（脳梗塞など）といった脳血管の疾患の総称。
ノーマライゼーション	多様な人々（高齢者、若者、障がいのある人、障がいのない人）が、同じ社会の一員として正常（ノーマル）な生活ができる社会を目指すべきであるという考え方。

は行

用語	解説
8020（ハチマルニイマル）運動	「80歳になっても20本以上の自分の歯を保つことで豊かな人生を」という考えのもとに、厚生労働省と日本歯科医師会により提唱されている運動。

用語	解説
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。
パブリックコメント	公的機関が規則等を定める際に、広く市民意見を募り、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指す制度。
バリアフリー	住宅建築用語としては、段差等の物理的な障壁の除去をいうが、福祉の分野では、高齢者や障がいのある人等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者	災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等。
副菜	野菜、いも類、海藻、きのこ、果物などが主材料のおかずで、主にビタミン、ミネラル、食物繊維の補給源となる。
福祉サービス第三者評価	事業者でも利用者でもない第三者の多様な評価機関が、事業者と契約を締結し、専門的かつ客観的な立場から、福祉サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントの力等を評価すること。
福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人が、福祉的な支援を受けながら就労する形態。雇用契約により就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う就労継続支援A型と雇用契約によらない就労継続支援B型がある。
福祉有償運送	特定非営利法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって定員11人未満の自家用自動車を使用してその法人等の会員に対して行う、原則としてドア・ツー・ドアの輸送サービスのこと。
福祉用具	「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」では、「心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障のある老人又は心身障がい者の日常生活上の便宜を図るための用具及びこれらの者の機能訓練のための用具並びに補装具」と定義されている。 なお、補装具とは、障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子、歩行器等がある。
フレイル	健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。フレイルは大きく3つの種類があり「身体的フレイル」は運動器の障害で移動機能が低下したり（ロコモティブシンドローム）、筋肉が衰えたり（サルコペニア）するなどが代表的な例である。「精神・心理的フレイル」は、高齢になり、定年退職や、パートナーを失ったりすることで引き起こされる、うつ状態や軽度の認知症の状態などを指す。「社会的フレイル」は、加齢に伴って社会とのつながりが希薄化することで生じる、独居や経済的困窮の状態などをいう。これら3つのフレイルが連鎖していくことで、老い（自立度の低下）は急速に進む。
平均自立期間	日常生活動作が自立している期間の平均 介護保険の要介護度の要介護2～5を不健康（要介護）な状態とし、それ以外を健康（自立）な状態として算出。
平均余命	生存する年数の平均。 0歳の平均余命を平均寿命という。

用語	解説
包括的支援事業	市町村が行う地域支援事業の一部で、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談業務、権利擁護業務、ケアマネジャーへの助言・指導等を行う事業。
訪問介護	ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や家事援助等をしてくれるサービスをいいます。
訪問看護	看護師が自宅を訪問して、医師の指示のもとに療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスをいいます。
訪問入浴介護	自宅での入浴が困難な場合などに、介護職員や看護師が自宅に訪問し、簡易浴槽を用いて入浴介助を行うサービスをいいます。
訪問リハビリテーション	自宅での生活能力を向上させるため、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問してリハビリテーションなどを行うサービスをいいます。

ま行

用語	解説
マンマモデル	乳がん検診、乳房自己触診をわかりやすく指導するための乳房モデル。
民生委員	地域住民の方から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う人のこと。市区町村に設置された民生委員推せん会が推薦した方を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。
メタボリックシンドローム	肥満に伴って、内臓脂肪が蓄積し、内臓脂肪の働きにより病的な異常がもたらされる結果、軽度の糖代謝、脂質代謝の異常、あるいは血圧の上昇が起こり、個々の病態は軽度でもこれらの病態が重なり合って動脈硬化による心血管病のリスクが高まっている病態のこと。 メタボリックシンドロームは内臓脂肪蓄積を背景に糖代謝異常（空腹時血糖値 110mg/dl 以上）、脂質代謝異常（中性脂肪 150mg/dl 以上または HDL40mg/ml 未満）、高血圧（最大 130mmHg 以上または最小 85mmHg 以上）のうち2つ以上があてはまる場合に診断される。 しかし、適正な摂取エネルギー量を知り、過食を避け、適度な運動を継続することで予防が可能と考えられている。

や行

用語	解説
ヤングケアラー	「ケアラー」とは、高齢、身体上又は精神上の障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいい、「ヤングケアラー」とは、ケアラーのうち、18歳未満の者をいう。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、はじめから誰もが使いやすいように施設や製品等を設計（デザイン）するという考え方。
要支援・要介護	市町村が実施する、要支援・要介護認定（要支援1、2または要介護1～5） 日常生活に支障がある人が、介護が必要かどうか、どのくらいの介護が必要なのか判定を受ける。
養護者	養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等のことをいいます。
養護老人ホーム	老人福祉法に基づき設置される老人福祉施設の一つです。65歳以上で、心身機能の衰えなどのため日常生活に支障があったり、環境上の事情や経済的事情で、家庭での生活が困難な高齢者が入所できます。

用語	解説
要約筆記	手話を主なコミュニケーション手段としない中途失聴者や難聴者のためのコミュニケーション手段で、話の内容を要約し、その場で筆記して伝える方法。

ら行

用語	解説
ライフステージ	乳幼児期、学齢期、成人期、壮年期、高齢期などの年代による人生の段階。
ライフコースアプローチ	胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり
理学療法	身体に障がいのある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。
リハビリテーション	機能回復訓練という意味で用いられることもあるが、医学的リハビリテーション、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーションの4分野があり、国連の定義では、「身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことを目指し、かつ時間を限定したプロセスである。」とされている。
レスパイト	「休息」、「息抜き」という意味。レスパイトを目的とする短期入所や短期入院などがある。また、障がいのある人を介護する家族等の負担の軽減を図るため、対象者の居宅に訪問看護事業所から看護師等を派遣し、医療的なケア、食事、排泄等の療養上必要な介護等を一定時間代替する事業もある。
6024（ロクマルニイヨン）運動	健康日本21では、歯の喪失が急増する50歳前後の人に対するより身近な目標として、60歳において24歯以上の自分の歯を有する者の割合を設定し、10年後に対象年齢となる50歳の現状をもとに、60歳で24歯以上有する者を50%以上とすることを目標としている。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	骨や関節の病気、筋力の低下、バランス能力の低下によって転倒・骨折しやすくなることで、自立した生活ができなくなり、介護が必要となる危険性が高い状態を指しています。